

## 液状化等の地盤被害による被害（非木造）

### 調査票記入の手引き

#### （１）地盤の液状化等により損傷した住家

##### 1) 第1次調査票

###### i) 調査票記入にあたっての留意事項

- 1) 黒地に白抜きの数字の項目が現場で調査する項目です。「判定へ」等の指示がない限り、1から順番に全ての項目についての調査を実施します。
- 2) 白地の項目（調査日、調査員名、所在地、世帯主等）は事前に役場等で記入しておくとい良いでしょう。

###### ii) 調査項目部分の記入

- 3) 「2. 住家」は、居住のために使用されている建物である場合にチェックを入れます。
- 4) 「3. 配置状況」は、これから判定しようとしている住家の範囲（居住の用に供されていると推定される部分）が分かるように記入して下さい。建物の外形を詳細に再現する必要はありません。

※判定する住家の範囲を確定した段階で、当該住家全体（外部から撮影できる全ての面）の写真を撮影し記録しておいてください。

- 5) 「4. 外観」は該当するものがあつた場合はチェックをし、矢印に従って判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。
- 6) 「5. 地盤」の潜り込み等により損傷した住家の場合、「地盤」の欄の該当箇所にチェックを入れます。なお、水害によって土砂等が住家及びその周辺に一様に堆積している場合、堆積した土砂により上昇した面を地盤面として取り扱います。
- 7) 「不同沈下」により損傷した住家の場合、傾斜を計測します。計測の際の下げ振りの垂直部分の長さは120cmとして傾斜を測定し、平均値を算出し、「7. 不同沈下のある傾斜」の欄の該当箇所にチェックを入れます。
- 8) 「地盤」「不同沈下」双方により損傷した住家の場合、双方の該当箇所にチェックを入れます。
- 9) 「判定」の欄に「地盤」「不同沈下」いずれかの結果で得られた損害割合（「20%以上30%未満」等）を記入し、該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。

※「地盤」による損傷と、「不同沈下」による損傷、双方による損傷がみられる場合は、値が大きいか方を損害割合として採用します。

## 2) 第2次調査票

### i) 調査票記入にあたっての留意事項

- 1) 黒地に白抜き数字の項目が現場で調査する項目です。「判定へ」等の指示がない限り、1から順番に全ての項目についての調査を実施します。
- 2) 白地の項目（調査日、調査員名、所在地、世帯主等）は事前に役場等で記入しておく良いでしょう。
- 3) 平面図、部位別損害割合は地震編又は水害編の調査票を利用してください。

### ii) 調査項目部分の記入

- 4) 「2. 住家」は、居住のために使用されている建物である場合にチェックをいれます。
- 5) 「3. 外観」は該当するものがあつた場合はチェックをし、矢印に従って判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。
- 6) 「4. 傾斜」の計測の際の下げ振りの垂直部分の長さは120cmとしています。
- 7) 「5. 地盤」の欄の該当箇所にチェックを入れます。  
なお、「□床上1mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み」を選択すると、損害割合50%以上、全壊判定となり、「判定」の欄に損害割合を記入し、「全壊」にチェックを入れて終了です。
- 8) 「6. 不同沈下のある傾斜」の欄の該当箇所にチェックを入れます。  
なお、「□6cm以上」を選択すると、損害割合50%以上となり、全壊判定となり、「判定」の欄に損害割合を記入し、「全壊」にチェックを入れて終了です。

### iii) 計算方法早見表の確認

- 9) 「地盤」「不同沈下」各々で損害割合50%未満の場合、縦軸の「傾斜」と横軸の「地盤（潜り込み）」のマトリックスのうち、該当部分が重なる箇所を確認します。  
例えば、「地盤」が「□床までのすべての部分が地盤面下に潜り込み」、「不同沈下のある傾斜」が「□2cm以上6cm未満」の場合、マトリックスでは①へ誘導されません。

### iv) 損害割合算出表の記入

- 10) 誘導に従い、「①」～「⑧」のうち、該当箇所を記入します。「8. 外部仕上・雑壁・屋根」～「14. 設備等（住家外）」の各欄は、地震編又は水害編の第2次調査票の損害割合算出表の「傾斜無し」の値を参照して記入します。また、「②」～「③」、「⑤」～「⑥」の場合、柱の損害割合に10を加えます。ただし、最大50とします（もとの損害割合が「45」の場合、「45+10=55」→「50」）。さらに、「①」～「③」及び⑥の場合、最上段はそれぞれ調査票にある指示通りに記入します（例えば「①」の場合、「ク：一階の床面積割合」×20をした値を記入します）
- 11) 「計」にその合計値を記入します。合計時には、「10. 床・梁」・「11. 柱（又は耐

力壁）」・「12. 設備等（住家内）」の欄については、表にあらかじめ数値の記載がある場合には、その数値を損害割合として加算します。例えば「①」の場合、不同沈下がある場合には「35」、無い場合には「25」を加算します。なお、「②」「③」「⑤」「⑥」「⑧」の場合、「11. 柱（又は耐力壁）」の損害割合が38%以上の場合は、その他の部位の損害割合にかかわらず全壊と判定します。

12) 「判定」欄に合計値を記入し、該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。